

平成23年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 208

政策体系	14	事業分類	ソフト事業	所管部局	福祉部 健康課
会計	一般会計	科目	3. 民生費 - 1. 社会福 - 3. 障害者 現年		
事業名	自立支援給付事業				
細事業名	認定審査会運営事業				
				評価表作成者	市民福祉部 社会福祉課 松原 留美

1. 事業の概要

障害者自立支援法による障害福祉サービス(介護給付)を受けるため、障害程度区分の認定を受けることが必要となり、区分は聞き取り調査及び医師意見書に基づき、認定審査会によって決定する。

2. 事業の目的と必要性

① 施策で目指す目標との関連付け

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するための事業。
自立支援のためのサービスを受けるために必要な障害区分を判定する。

② 事業を実施する必要性

障害者自立支援法に基づく制度であり、国の基準に基づき実施している。

3. 事業費の推移

		単位	平19決算	平20決算	平21決算	平22決算	平23予算	平24計画	平25計画
決算額または計画額		千円	1,380	1,093	2,142	1,373	1,507	2,507	2,507
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等		千円	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳	使用料・手数料等	千円	0	0	971	760	300	500	500
	国・府支出金	千円	0	0	900	613	634	1,000	1,000
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	1,380	1,093	271	0	573	1,007	1,007
職員等の従事人員		人/年	—	0.20	0.20	0.42			
人件費		千円	—	997	1,352	2,761			
事業費総額		千円	—	2,090	3,494	4,134			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

障害認定審査会委員報酬	957,000円
意見書返送用郵券料	21,000円
障害認定医師意見書作成料	354,400円
事務消耗品費	40,950円

5. 事業結果の概要

障害程度区分認定審査会を月1～2回開催した。

6. 活動の詳細

介護給付費のサービス利用申請者に対して行う調査をもとに、障害者福祉の学識経験者で構成された障害者介護給付費等支給認定審査会にて審議し、区分を決定する。	月1回または、月2回の開催	

7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

障害福祉サービスの迅速かつ適切な支給決定を行うため、必要な事業である。障害者自立支援法に基づき規定されている事業であり、今後も2つの合議体（1合議体5人の委員）により、原則月2回の審査会を開催する。

【参考】過年度の評価

■平成22年度の所属長評価

認定審査会の運営について議論した。
障害福祉サービスの迅速かつ適切な支給決定を行うため必要な事業である。
障害者自立支援法に基づき規定されている事業であり、今後も2つの合議体（1合議体5人の委員）により、原則月2回の審査会を開催する。

■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点
利用希望者のニーズを踏まえ、障害福祉サービスの迅速かつ適切な支給決定に向けて議論した。
- ②当該事業のアピール事項
障害者自立支援法に基づく制度であり、2つの合議体（1合議体5人の委員）により、原則月2回の審査会を開催した。
- ③反省点、今後の展開・方向性等
障害者自立支援法に基づき事業を実施する。